

○沖縄市下水道マンホールふたデザイン使用要綱

(平成 27 年 12 月 28 日決裁)

改正 令和 2 年 4 月 1 日上下水道局決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、沖縄市下水道マンホールふたデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱においてデザインとは、沖縄市の管理するマンホールふたのデザインをいう。

(使用者)

第 3 条 何人もデザインを使用することができる。ただし、デザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けなければならない。

(使用申請等)

第 4 条 前条のデザインを使用するものは、使用申請書（様式第 1 号）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 使用するデザインの商品・製品等の企画書等を添付しなければならない。

3 管理者は、前項の申請に対し使用を承認又は不承認したときは、使用承認（不承認）書（様式第 2 号）を通知するものとする。

(使用承認の変更)

第 5 条 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、使用変更申請書（様式第 3 号）に使用承認書および変更後の商品・製品等の企画書等を添えて提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請に対し、使用の変更を承認又は不承認したときは、使用変更承認（不承認）書（様式第 4 号）を通知するものとする。

(承認内容の取消等)

第 6 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用承認の取り消し、又は使用の制限を命ずることができる。

(1) 沖縄市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。

(2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。

(3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

(4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めたとき。

2 管理者は、前項の規定により使用承認の取り消し、又は使用を制限したときは、使用承認取消(制限)書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定による使用承認の取消し又は使用の制限によって使用者が被った損害又は損失及び第三者に対して与えた損害又は損失を市は一切の責任を負わない。

(権利設定の禁止)

第7条 使用者は、デザインの意匠登録をしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 使用者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日上下水道局決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

[別紙参照]